

与教第44号
令和2年4月6日

与那国町立各幼稚園長
与那国町立各小・中学校長
殿

与那国町教育委員会
教育長 田原 伊明
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関連する対応について【第5報】(依頼)

みだしのことに関連して、これまで八重山郡内での感染者が発生していない状況に鑑み、新学期を予定どおり開始する旨の方針を示していました。しかし、県内感染者及び感染経路不明の感染者の増加という事態の深刻さを勘案し、新学期の開始について下記のとおり延期することとしました。

つきましては、各園、各小・中学校での対応をよろしくお願いします。

記

- 1 令和2年4月7日(火)から4月14日(火)までの期間を臨時休園・休校とする。
(状況によっては、更に延びる可能性がある。)
- 2 休園・休校に伴い、令和2年度始業式及び入学式を延期する。
- 3 延期理由
 - (1) 沖縄本島で感染経路不明の感染者が確認されたこと。
 - (2) 確認された感染者が公共交通機関を利用しており、市中感染の可能性のあること。
 - (3) 春休み期間に沖縄本島や県外へ渡航した幼児・児童・生徒や保護者、教職員に感染の恐れがあること。
 - (4) 八重山郡内には、感染者を隔離する病床が3床しかないこと。
- 4 臨時休園・休校中の対応
 - (1) 幼児・児童・生徒、教職員は不要不急の外出を控えること。
 - (2) 部活動、スポーツ少年団等の活動は行わないこと。
 - (3) アヤミハビル館は閉館とする。
 - (4) 発熱、咳、倦怠感等の風邪症状がみられたら自宅で休養すること。また、次の症状がある場合は、次の①、②を目安に八重山保健所(82-4891)に相談すること。

※新型コロナウイルス感染症に対する一般的な問い合わせは、県の相談コールセンター（098-866-2129）で回答しています。

- ① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
（基礎疾患がある場合は、上の状態が2日以上続く場合）

(5) 原則休園・休校であるが、どうしても家庭で子供をみるできない場合は、次の条件において園での居場所確保、小学校での自主学習を認める（中学生は該当しない）。

- ① 幼児・児童及び同居する家族が、2週間以内に八重山郡外へ渡航していないこと。
- ② 幼児・児童及び同居する家族が、八重山郡外へ渡航していても、帰島後2週間を経過していること。
- ③ 時間は8:30～12:00とし、4月7日から4月14日までの給食は提供しないこと。
- ④ 受け入れ申込書を幼稚園、または小学校へ提出すること。
（受け入れ申込書は各園、各小学校へ配布）

5 八重山郡外へ渡航した幼児・児童・生徒及び教職員への対応

- (1) 帰島後2週間は、健康観察特定対象者として、従来通りの「登校（園）前、帰宅後の検温」に加え、日中の検温を必ず行う、マスクを着用するなど、健康状態の確認徹底を図ること。
- (2) 同居する家族が郡外へ渡航した場合も、同様の対応とする。
- (3) 校（園）長は、幼児・児童・生徒の保護者及び教職員へ周知徹底を図ること。

【本件担当】

与那国町教育委員会 教育課
教育課長 磯部 大輔

TEL : 0980-87-2002 FAX : 0980-87-2074

E-mail : kyouiku-kachou@town.yonaguni.okinawa.jp